

公 告

制限付き一般競争見積の手続を次のとおり開始する。

令和 6 年 11 月 21 日

高知市長 桑 名 龍 吾

1 競争見積に付する事項

- (1) 件 名 高知市議会インターネット映像配信業務委託契約
内訳：①インターネット映像配信システムの再構築業務
②インターネット映像配信システムの運用保守業務
- (2) 契約期間 ①契約締結日から令和 7 年 2 月 28 日まで
②令和 7 年 3 月 1 日から令和 12 年 2 月 28 日まで
(60 か月の長期継続契約)

2 競争見積に参加する者に必要な資格に関する事項その他競争見積に関する事項
別紙のとおり

別紙

1 競争見積に参加する者に必要な資格

この競争見積に参加することができる者は、次の事項の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号に該当しない者
- (2) 公告日から契約締結の日までの間において、本市から指名停止若しくは指名回避の措置を受けている期間が存在しない者又は高知市競争入札指名停止措置要綱（平成 6 年 7 月 1 日制定）に規定する事案に該当しない者であること。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項若しくは第 2 項の規定に基づく破産手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けたものについては、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとする。
- (4) 代表者又は役員等が、高知市事業等からの暴力団の排除に関する規則（平成 23 年規則第 28 号）第 4 条各号のいずれにも該当しない者
- (5) 公告日時点において、本市の令和 6・7 年度物件等競争入札参加有資格者である者
- (6) 本件仕様書に記載された項目にすべて対応できること。

2 競争見積参加申請の方法

競争見積参加希望者は、前項の競争見積参加資格者要件及び本件仕様書等を確認し、一般競争見積参加申請書を定められた期限までに、次のとおり提出すること。

- (1) 提出書類 「制限付き一般競争見積参加申請書」（指定様式）
- (2) 受付場所 高知市議会事務局 議事調査課
（高知市本町五丁目 1 番 45 号 本庁舎 3 階）
- (3) 受付期限 令和 6 年 12 月 6 日（金）正午（必着）
- (4) 提出方法 直接持参又は郵送（一般書留又は簡易書留郵便に限る。）によること。

3 質疑及び回答の方法等

質疑がある場合は、書面により質疑することができる。質疑及び回答の方法は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 質問書（様式は指定しない。）
- (2) 受付場所 高知市議会事務局 議事調査課
- (3) 受付期限 令和 6 年 11 月 28 日（木）正午まで
- (4) 提出方法 直接持参、ファクシミリ又は電子メールによること。ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は、電話連絡により着信を確認すること。
- (5) 回答方法 高知市議会事務局ホームページに掲載する。
- (6) 回答時期 令和 6 年 12 月 3 日（火）正午

4 競争見積参加者の決定方法等

競争見積参加申請書の提出があった場合は、競争見積参加資格者要件に対する適否を審査し、本競争見積の参加有資格者を決定し、次のとおり競争見積参加決定通知書を送付するとともに、見積書の提出を要請する。

- (1) 通知日 令和 6 年 12 月 10 日（火）
- (2) 方法 申請書の提出があった者全員にファクシミリにより通知する。

5 仕様書及び契約条項を示す場所

- (1) 場所 高知市議会事務局 議事調査課

(高知市本町五丁目1番45号 本庁舎3階)

- (2) 期 間 令和6年11月21日(木)から同年12月16日(月)の17時まで
- (3) 入手方法 高知市議会事務局ホームページからダウンロードできます。

6 見積書の提出

- (1) 提出書類 見積書(指定様式)、内訳書(様式は指定しない。
①インターネット映像配信システムの再構築業務委託契約
②インターネット映像配信システムの運用保守業務委託契約
なお、見積書の代表者印の押印は省略できます。
- (2) 提出場所 高知市議会事務局 議事調査課
(高知市本町五丁目1番45号 本庁舎3階)
- (3) 提出期限 令和6年12月16日(月)17時(必着)
- (4) 提出方法 直接持参又は郵送(一般書留又は簡易書留郵便に限る。)によること。

7 辞退

本競争見積の参加有資格者が参加を辞退する場合は、辞退届を提出しなければならない。辞退届の提出方法は、次のとおりとする。

- (1) 提出書類 辞退届(様式は指定しない。)
- (2) 受付場所 高知市議会事務局 議事調査課
- (3) 受付期限 見積書の提出期限に同じ。
- (4) 提出方法 直接持参、ファクシミリ又は電子メールによること。ファクシミリ又は電子メールにより提出する場合は、電話連絡により着信を確認すること。

8 競争見積参加資格の喪失

第4項による決定の通知後において、当該通知をされた者が第1項各号に掲げる資格要件を満たさなくなったとき、又は競争見積参加資格申請に係る書類において虚偽の記載をしたことが判明したときは、本競争見積に参加することができない。

9 契約の相手方の決定方法

各契約に係る見積価格が予定価格以下で、2件の見積価格の合計金額が最も低い価格の者を契約の相手方として決定し、その者に次のとおり通知する。

- (1) 通知日 令和6年12月18日(水) 予定
- (2) 方 法 決定した者についてのみファクシミリ又は電子メールにより通知し、見積結果については、別途公表する。

10 契約締結に関する事項

- (1) 契約相手方は、決定の通知を受けた日から起算して10日以内に契約を締結すること。
- (2) 契約相手方が次のいずれかに該当するときは、契約締結前にあつては決定の取消しを、契約締結後にあつては契約の解除を行うことができる。
 - ア 前号の期限までに契約を締結しないとき。
 - イ 第1項各号に掲げる資格要件を満たしていないことが判明したとき。
 - ウ 本競争見積及び契約に関する提出書類において、虚偽の記載をしたことが判明したとき。
- (3) 運用保守に関する業務委託は、長期継続契約(60か月)を行うが、翌年度以降において、本市の歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があつた場合は、契約を解除することがある。
- (4) 本案件は、契約書を作成する場合電子契約ができるため、契約相手方が希望する場合は、当該契約の相手方とする決定の通知を受けた後、直ちに『別記様式「電子契約利用承諾書」』を電子メールにより提出すること。(※『別記様式「電子契約利用承諾書」』:

本市契約課ホームページ-お知らせ-電子契約サービスの導入について)

- (5) 本案件は、本市保有個人情報取扱業務であるため、『別記「個人情報取扱特記事項」』を遵守すること。(※『別記「個人情報取扱特記事項」』：本市広聴広報課ホームページ-個人情報保護制度について-個人情報を取り扱う委託事業者及び指定管理者の皆さまへ)

11 その他

- (1) 提出された競争見積参加申請書等の提出後は、当該見積書等への追記及び変更を認めない。
- (2) 提出された全ての書類は返却しない。

12 担当部課

高知市議会事務局 議事調査課

住所 高知市本町五丁目1番45号 本庁舎3階

電話 088-823-9400

Fax 088-823-9350

E-mail kc-260100@city.kochi.lg.jp

担当 小笠原・田中